

徳島市物価高騰対応定額給付金のご案内

支給対象者

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、基準日（令和8年1月1日時点）に徳島市に住民登録がある方に対し、5,000円を支給します。

また、75歳以上の方（昭和26年4月1日以前の生まれの方）1人あたり、5,000円を加算して支給します。

- ※1 本給付金は、原則として世帯単位で世帯主に支給します。
- ※2 給付対象者は、令和8年3月13日時点の住民登録状況により判断します。（令和8年3月13日時点で転出された方、亡くなられた方が世帯に含まれている場合があります。）
- ※3 本給付金は、所得税法第34条に規定する一時所得に該当しますが、一時所得は所得金額の計算上50万円の特別控除が適用されますので、すべての一時所得を合算して50万円を超えない場合は、課税の対象となりません。

手続方法

①手続きが不要な世帯

（支給要件・世帯主の口座情報を本市が把握している世帯）

②申請書提出が必要な世帯

（※①以外の対象世帯）

③通知が届いていない世帯

5月中旬頃より
順次通知予定

5月下旬頃より
順次通知予定

コールセンターに
お問い合わせください

【振込予定日】
6月上旬頃から順次

【振込予定日】
申請書等を受理した日から、
約1か月（不備がない場合）

徳島市 HP



お問い合わせ

徳島市物価高騰対応定額給付金
コールセンター



088-677-3066

受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日（祝日を除く）

裏面もご確認ください。

I 徳島市から申請書(請求書)が送付される世帯

※表面「手続方法」②に該当する世帯の場合の申請方法です。

【申請書が送付される世帯の例】

- ・徳島市が給付金に関する世帯主の口座情報を保有していない世帯、世帯主と口座名義が異なる場合等

- 給付金を受け取るには、**申請書の返送が必要**です。
- 対象と思われる世帯には、徳島市から申請書(請求書)が届きますので、支給要件を確認のうえ、該当する場合は必要事項を記入し、添付書類とともに返送してください。

II 徳島市から申請書(請求書)が届いていないが、支給要件を満たしている可能性がある方

※表面「手続方法」③に該当する世帯の場合の申請方法です。

- 給付金を受け取るには、**申請の提出が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

例) 配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方など

現在お住まいの住所に住民票を移すことができない方でも、住民票上と別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。**ただし、基準日(令和8年1月1日時点)に徳島市に住民登録がある必要があります。**詳しくは「徳島市物価高騰対応定額給付金コールセンター」までお問い合わせください。

※本給付金は、原則として世帯単位で世帯主に支給いたします。



徳島市物価高騰対応定額給付金に対する
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに徳島市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、徳島市物価高騰対応定額給付金コールセンターや最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

徳島市物価高騰対応定額給付金
コールセンター



088-677-3066

受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)